

令和5年度 フォークリフト運転技能講習のご案内

登録教習機関 岐阜労働局登録第62号
 令和6年3月31日まで有効
 主催 林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部

「労働安全衛生法」では、フォークリフトによる災害を防止するために、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務には、「フォークリフト運転技能講習を修了した者」でなければ業務に就かせてはならないと規定されております。

当支部では、登録教習機関として、労働安全衛生法に基づくフォークリフト運転技能講習を下記のとおり開催しますので、未受講者、新規雇用者が受講されるようご案内します。

記

1. 講習開催期間等

- * 講習日 別記「講習開催日及び日程等」のとおり
- * 場所 (学 科) 伊自良中央公民館 山県市大門850-67
 (実 技) 岐阜農協伊自良共選場 山県市洞田127-5
- * 定 員 各講習共 20名 (定員になり次第締め切ります。)
 なお、申込者が少ない場合は取りやめることもあります。
- * 所定の講習を修了され学科試験、実技試験に合格した方には、
 「フォークリフト運転技能講習修了証」を交付します。

2. 受講資格 自動車の普通運転免許以上を有する者。

3. 受講料 32,450円 (30,800円+送料代1,650円) 消費税10%2,950円含

* 受講料は受講票を受領後開催日3日前までにお振込みください。

* 受講料の振込先 十六銀行 六条支店 普通 1301420
林業業労災防止協会岐阜県支部

4. 申込方法

受講希望者は、問合せ先までご連絡下さい。
 開催日の20日前までに「フォークリフト運転技能講習受講申込書」に所要事項を記入し、下記添付書類と共に当支部住所へ郵送にてお申込みください。

* 添付書類等

- ・ 顔写真(対3.0cm/対2.5cm) 三分身・正面・無帽・背景無地… 1枚 (受講申込書)
- ・ 自動車運転免許証(旧姓等併記)の表裏写し… 1枚 (住民票の現住所が確認できる公的書類)

5. 講習会の申込先/問合せ先

〒500-8356 岐阜市六条江東2-5-6 ぎふ森林文化センター3F
 林業業労災防止協会岐阜県支部
 TEL: 058-275-0192 FAX: 058-201-1195

【講習開催日及び日程等】 4日間・31時間講習

開催時期	開催日
4月講習	令和5年 4月18日(火)～4月21日(金)
7月講習	令和5年 7月4日(火)～7月7日(金)
11月講習	令和5年11月14日(火)～11月17日(金)
2月講習	令和6年 2月6日(火)～2月9日(金)

月 日	時 間	科 目
第1日目 学 科	8:45より	オリエンテーション
	8:50～9:50	関係法令
	9:55～12:00	走行、荷役装置、構造及び取扱いの方法に関する知識 (この間5分休憩)
	12:00～12:55	(昼食休憩50分)
	12:50～14:55	同 上 (この間5分休憩)
	15:00～17:05	運転に必要な力学に関する知識 (この間5分休憩)
	17:10～18:10	学科試験
第2日目 実 技	8:00～17:30 (12:00～13:00)	走行操作 (昼食休憩60分)
第3日目 実 技	8:00～17:30 (12:00～13:00)	走行/荷役操作 (昼食休憩60分)
第4日目 実 技	8:00～16:00 (12:00～13:00)	走行/荷役操作 (昼食休憩60分)
	16:00～17:30	実技試験

注: 都合により欠席される場合でも受講料はお返しできません。